

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
行路者旅費等支給要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会が行路者に対し、その応急的需要を満たすことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、行路者とは、現に収入欠除している者又は収入の途がない者をいう。

(支給の制限)

第3条 前条に該当する者であっても、次の各号に該当する場合は支給することできない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正手段により支給を受けようとした場合
- (2) 支給の日から1年未満の場合

(支 給 額)

第4条 支給額は、原則として500円以内とする。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。